

平成29年度第4回

東京都医療審議会

会議録

平成30年3月29日

東京都福祉保健局

(午後 6時00分 開会)

○遠藤医療政策課長 定刻となりましたので、ただいまから、平成29年度第4回東京都医療審議会を開会いたします。

委員の皆様方には、年度末の大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。議事に入るまでの間、私、福祉保健局医療政策部医療政策課長、遠藤が進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。着座させていただきます。

それでは、まず、委員の皆様の出欠状況についてご報告をいたします。本日でございますが、石阪委員、那須委員、武井委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、こちら、東京都側でございますが、梶原福祉保健局長、以下、医療政策部の職員、福祉保健局の関係各部、病院経営本部の職員が出席をさせていただきます。

続きまして、定足数の確認でございます。東京都医療審議会規程第3条により、本審議会は委員の過半数の出席により成立するとされてございます。現在、委員数は24名、過半数は13名でございます。本日、現時点で17名の方にご出席をいただいておりますので、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の会議資料でございます。資料は資料1から資料7まで、また参考資料といたしまして、東京都保健医療計画（第六次改定）（案）を配付させていただきます。議事の都度、資料についてもあわせてご説明をいたしますので、落丁等ございましたら、事務局までお願いをいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりの進行、小林会長、よろしく願いいたします。

○小林会長 皆さん、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、会議次第に従いまして、議事を進めてまいりたいというふうに思います。

本日は、前回2月6日に当審議会に諮問のありました、東京都保健医療計画につきまして答申を行う予定でございます。本案件につきましては、前回の審議会において大筋で異論がないということで同意をいただいているところでございます。また、答申の取りまとめについては、私のほうに一任をさせていただくということで、それに関しても了承をいただいているところでございますが、答申の取りまとめについては、事務局と私のほうで相談をしまして、本日、まとめてまいりました。

それでは、事務局のほうから、これまでの対応の状況について説明をしていただきたいというふうに思います。お願いいたします。

○遠藤医療政策課長 それでは、保健医療計画（第六次改定）（案）につきまして、前回2月6日に計画案をお示しさせていただいております。それ以降の変更点について説明をさせていただきたいと思います。

まず、基準病床数です。前回は、新たな基準病床数については、まだお示しをしておりませんでした。恐縮ですが、お手元配付のファイル、計画（案）のファイルの57

ページ、58ページをお願いいたします。

基準病床数の算定につきましては、国が示す全国一律の算定式によることとされてございます。性別、年齢階級別の人口、また入院の受療率、平均在院日数、病床利用率、圏域ごとの流入や流出の患者数、これらを用いて計算することとされてございます。直近の人口データに基づきまして計算した結果が、57ページの表となっております。

まず、一番上の表でございしますが、療養病床及び一般病床の基準病床数となります。こちらの表の一番下に計とございますが、ここが東京都全体の合計でございします。新たな病床数9万6,491床となりました。現行計画の基準病床数については、今、こちらの資料には記載はございませんが、現行の基準病床数と比べまして864床の増となっております。5年前と比較をいたしまして、高齢者の人口が増加している一方、国が示す入院の受療率、また平均在院日数などの見直しがございまして、全体として864床の増加ということでございます。

その下の(2)が、精神の病床数です。こちらは、都全域を一つの医療圏といたしまして、1万8,576床という結果でございします。

一番下、(3)が結核病床で254床となっております。

おめくりいただきまして、58ページ(4)が、感染症の病床です。こちらも、都全域で132床でございします。

基準病床数については、以上でございします。

次に、前回、2月6日の医療審議会においていただいた意見でございしますが、精神疾患の項目の中で、都の平均在院日数が全国平均の3分の2であること、1年以上の長期在院患者は毎年減少していること、差別解消を一層進めるための都民への理解促進、またピアサポーターに対する支援などの記述について、追加と修正を行ってございします。また、かかりつけ医に関するご意見を頂きまして、医療提供施設の果たすべき役割の項目のところで、かかりつけ医の研修参加による能力の維持・向上などについて、記述を追加させていただいてございします。

その他の変更点といたしましては、がんの項目の記載の部分で、今年度、東京都がん対策推進計画を改定しておりますが、この改定に合わせた文言修正等を行ったほか、それ以外の項目につきましても、「てにをはを」含めまして幾つか軽易な修正を行ってございします。

また、小林会長とも改めて相談をさせていただきまして、この間、ご議論いただいたご意見を踏まえ、審議会の意見として答申をまとめさせていただいたところでございます。

簡単でございしますが、前回の医療審議会以降の経過については、以上でございします。

あわせて、A3の資料になるんですが、資料5をごらんいただければと存じます。

前回の医療審議会でご意見のございました、パブコメ等においていただいた意見への都の対応についてまとめたものでございします。ご意見としては、九つの区市、それか

ら四つの団体、5名の個人の方からいただいた意見でございます。表をごらんいただきますと、いただいた意見の要旨、それに対する都の回答という形で一覧とさせていただきます。この回答一覧につきましては、後日、都のホームページにおいても公表させていただくという予定でございます。

簡単ですが、説明は以上です。

○小林会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。前回出た意見については、対応がなされている、あるいは対応状況についての詳しい説明がされたところでございますが。

それでは、議事のほうを進めたいというふうに思います。

資料4、答申書（案）の審議に移りたいと思います。

委員の皆様のお手元には、資料4、2分の1と2分の2、2枚資料があると思いますが、事務局のほうから、重要な文書ですので、読み上げていただきたいというふうに思います。お願いいたします。

○遠藤医療政策課長 それでは、資料4、答申書（案）をごらんいただきたいと思います。

読み上げさせていただきます。

平成30年2月6日付29福保医政第1935号により貴職から諮問のあった、東京都保健医療計画（第六次改定）（案）については、審議の結果、適当と認めます。

なお、この計画の推進に当たっては、別紙の事項に配慮されるよう意見として申し添えます。

次のページ、別紙をごらんください。

計画の推進に当たっては、東京都の地域特性を十分踏まえるとともに、行政、医療提供施設、保険者、都民、関係団体等が相互に連携を図りながら一体となって取り組むこと。

今後、少子高齢化が更に進展する中で、将来にわたって医療提供体制を維持・発展させていくため、東京都地域医療構想の実現に向けた取組を推進すること。

高度急性期から在宅療養までの医療機能の分化・連携や、予防、治療、重症化予防の各段階の取組を推進するとともに、小児や働く世代、高齢者などライフステージに応じた支援体制を充実させること。

医療、介護、福祉等に関わる人々の協力の下、誰もが住み慣れた身近な地域で生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実に努めること。

保健医療と介護、福祉の連携によるサービスの一貫した提供と、多様化する健康危機から都民を守るための体制の充実を図ること。

取組の進捗状況について、各疾病・事業ごとの協議会等を活用しながら、適時、評

価・検証・見直しを行い、計画の円滑な推進を図ること。

以上です。

○小林会長 ありがとうございます。

では、ただいま読み上げのありました答申書（案）につきまして、ご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご異議ないようですので、この案をもちまして、当審議会の意見として決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○小林会長 ありがとうございます。

答申書（案）につきましては、事務局のほうで準備をしていただき、後ほど、梶原福祉保健局長にお渡ししたいと思います。

議事のほうを、先に進めたいと思います。

続きまして、報告事項に移ります。

まず、資料に基づいて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○西塚医療安全課長 それでは、私から、医療法人部会の開催状況についてご説明させていただきます。

資料は6番、東京都医療審議会医療法人部会開催状況につきまして、ご説明いたします。

まず、資料6の、2枚ありますので1ページ目ごらんいただきます。

表の一番下の段、年ごとになっておりますので、一番下の29年度をごらんいただきます。左から2段目の、開催年月日をごらんいただきますと、29年8月3日と30年1月26日の両日、医療法人部会を2回開催いたしました。合計の欄をごらんいただきます。2回合わせた合計でございますが、設立認可の法人が合計で231件、解散認可の法人が34件、飛んで社会医療法人認定の法人が1件、合併認可となりました法人が3件、さらに飛びまして、分割認可となりました法人が1件ございました。

なお、分割認可につきましては、医療法の制度が変わって2年になりますが、都では初めてとなります。

続いて、資料6の2ページ目をごらんいただきます。

こちら、一番上の年度を見ていただきまして、一番右側に平成29年度の一行がございます。真ん中のあたりに、計と書いてありますので、こちらをごらんいただきますと、設立認可の処分を行ったのが230件でございますが、こちらの内訳が社団法人が229件、財団法人が1件となっております。社団と財団を合わせまして、医科が160件、歯科が70件となっております。

なお、先ほど1ページ目に、29年度の設立認可は231件と申し上げたところでございますが、ただいまの2ページ目の資料の230件の誤差の1でございますが、これは医療法人部会の諮問の時点では1件認可の申請があったわけなんです、こちら、

認可のご意見をいただいた後、処分までの間に1件取り下げがございましたので、設立認可の処分を行わなかった1件がございますので、合計230件となっております。

また、表の下のほうに目を移していただきますと、これまで、今までに設立認可した延べ法人数でございますが、6,938件となっております。

私から、医療法人部会の報告については以上でございます。

○小林会長 ありがとうございます。

ただいまの医療法人部会の開催状況についての報告につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、議事を先に進めたいと思います。

本日、もう1件報告事項がございますので、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○西塚医療安全課長 それでは、続いて報告事項の2、地域医療支援病院の移転について、同じく資料7を用いて説明申し上げます。

これは、従前より、地域医療支援病院の承認に当たりましては、あらかじめ医療法第4条第2項に基づきまして、本医療審議会に諮問し、意見を聞くこととなっているところでございます。本日の議題は諮問ではございませんで、情報提供でございます。

今般、地域医療支援病院の1施設から、本年6月、隣地に移転し、引き続き新しい病院でも地域医療支援病院の名称を継続したいとのご意向を伺ったところでございます。地域医療支援病院の移転に伴う再度の承認につきましては、都としては初めての例になりますので、正式な申請を受ける前の段階でございますが、事前に本委員に手続についてご確認をさせていただきたく議題に上げさせていただきました。

資料7の1番でございます。移転を予定している病院ですが、東邦大学大橋医療センターです。区西南部二次保健医療圏にございまして、学校法人東邦大学が運営しております。現住所の目黒区大橋二丁目17番6号から、同じ区の道路を挟んだ隣の敷地、同じく大橋二丁目22番36号に移転する工事を、今、行っているところでございます。間もなく工事が完了いたしまして、本年6月20日から新病院で診療を開始したいということでございます。

病院によりまして、移転する距離は隣地ということで、わずか50メートルと至近距離ということで、おかけりの患者様の診療は、そのまま新病院に引き継がれるということでございます。また、地域医療支援病院の承認に必要で、前回、28年の承認の際に確認をした構造設備、また診療体制につきましては、これまでどおり行いたいということで計画しているということでございます。

2番の医療法の取扱いでございます。隣地の移転とはいえ、医療機関の移転につきましては、医療法上、古い病院は廃止、新しい病院については新規開設という手続をとります。そのため、法律上は別の病院ということになります。2パラ目でございます

が、地域医療支援病院の承認は、このため、古い病院の廃止とともに一旦効力がなくなるということで、新しい病院につきましても、別途地域医療支援病院の承認をとらなければならないというふうに解釈しております。

3番の今後のスケジュールでございます。間もなく病院の工事が完了し、4月下旬には、地域医療支援病院の名称使用について病院から申請書が提出される見通しでございます。その場合ですが、5月下旬から6月上旬ごろ、申請に基づきまして、東京都の職員が現地において必置設備などの承認要件を満たすかどうか、現地において確認を行うこととしております。仮に承認要件を満たすということで、都のほうで決定いたしましたら、改めて本医療審議会に新病院の地域医療支援病院の承認についてお諮りすることとしたいと思っております。場合によりましては、次回の医療審議会の開催日より前にご意見を伺わなければいけないこともあり得ますので、本日は、あらかじめご承知おきいただきたく、事前の情報提供までご報告させていただいたところでございます。

意見聴取の方法等につきましても、また改めてご説明したいと思っております。

報告は、以上でございます。

○小林会長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

これは、実際に4月に申請が出てきてから、再度、こちらの審議会のほうに何らかの形で意見聴取をするということですのでよろしいですかね。

○西塚医療安全課長 そのようにいたしたいと思っております。

○小林会長 じゃあ、またその際にはよろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事は終わりですが、最後に、先ほど決定いたしました答申書につきまして、本審議会を代表して、私のほうから梶原福祉保健局長に答申書をお渡ししたいというふうに思います。

お手数ですが、梶原局長、こちらのほうにお願いいたします。

(答申書手交)

○小林会長 内容は、先ほど事務局のほうから読み上げていただいた内容でございますので、今、手渡しをしたところでございます。

それでは、最後に、梶原福祉保健局長から、ご挨拶をお願いしたいというふうに思います。

○梶原福祉保健局長 福祉保健局長の梶原でございます。

本日は、ただいま、小林会長から、東京都保健医療計画の改定案につきまして答申をいただきました。委員の皆様方のご審議に対し、厚く御礼を申し上げます。

本日いただきました答申を踏まえまして、東京都保健医療計画を決定いたしますとともに、平成30年度から、計画に基づきまして保健医療施策を推進してまいります。特に、今回の計画では、東京都地域医療構想の達成に向けた具体的な取り組みを記載

しており、医療審議会や保健医療計画推進協議会、各疾病事業の協議会等の委員の皆様、定期的に評価をいただきながら、各取り組みを進めてまいります。また、この計画の達成に向けましては、都民や区市町村、民間の医療機関、関係団体の方々などの理解と協力が不可欠でございます。都といたしましては、計画の内容を広く都民や関係者に周知し、理解を得ますよう、あらゆる機会を通じて努力していきたいというふうに考えてございます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、東京都の保健医療行政につきまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、ご熱心にご審議いただきました委員の皆様方に重ねて感謝を申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○小林会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれで終了ですが、事務局のほうから何かお知らせ等ありましたらお願いいたします。

○遠藤医療政策課長 本日答申をいただきました東京都保健医療計画につきましては、後日、東京都広報にて公示をさせていただきたいと存じます。

また、資料でございますが、本日使用したものについて、お持ち帰りいただくか、机上に残していただければ事務局から郵送させていただきます。

また、お車でいらっしゃる方で駐車券をご利用になる場合には、事務局までお声がけいただければと存じます。よろしく申し上げます。

○小林会長 それでは、これもちまして、本日の東京都医療審議会を終了したいと思います。

どうも皆様、お疲れさまでした。

(午後 6時25分 閉会)